## 東京都技術会議設置要綱

(目 的)

第1条 東京都技術会議(以下「会議」という。)は、都政の重要かつ緊急な課題に対し、技術的側面から意見交換をおこなうとともに、次条であげた事項について調査検討し、以て都政に貢献するものである。

#### (所掌事項)

- 第2条 会議は、次の事項について調査検討する。
  - (1) 技術水準の維持向上のあり方に関すること
- (2) 技術職員の確保・育成・活用等のあり方に関すること
- (3) その他必要な事項

(組 織)

第3条 会議は、東京都技監及び別表に掲げる委員をもって組織する。

### (座長及び副座長)

- 第4条 会議に座長及び副座長を置き、座長は東京都技監とし、副座長は、委員のうちから座長が指名する。
  - 2 座長は、会議の会務を総理する。
  - 3 副座長は座長を補佐し、座長に事故がある場合、その職務を代理する。
  - 4 東京都技監が欠けた場合、座長は副知事をもって充てる。

#### (招集等)

- 第5条 会議は、座長が招集する。
  - 2 座長は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (幹事等)

- 第6条 会議の運営を補佐するため、幹事を置く。
  - 2 幹事は、別表に掲げる者をもって充てる。
  - 3 幹事長は、幹事の互選により選任し、副幹事長は、幹事のうちから幹事長が指名することができる。
  - 4 幹事長は、第2項の規定にかかわらず、必要と認める者を幹事に指名することができる。
  - 5 幹事長は、必要がある場合は専門部会を設けることができる。
  - 6 幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(庶 務)

第7条 会議の庶務は、座長が指名する部署において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

# (附 則)

第9条 この要綱は、平成4年6月3日から施行する。

| 十成4十0月3日かり旭日 | 9 00 |
|--------------|------|
| 平成4年7月31日    | 一部改正 |
| 平成5年8月11日    | 一部改正 |
| 平成6年4月27日    | 一部改正 |
| 平成6年9月2日     | 一部改正 |
| 平成7年8月7日     | 一部改正 |
| 平成8年8月6日     | 一部改正 |
| 平成9年7月16日    | 一部改正 |
| 平成10年7月16日   | 一部改正 |
| 平成11年6月16日   | 一部改正 |
| 平成11年8月16日   | 一部改正 |
| 平成12年4月1日    | 一部改正 |
| 平成12年8月1日    | 一部改正 |
| 平成13年4月1日    | 一部改正 |
| 平成13年7月16日   | 一部改正 |
| 平成14年4月1日    | 一部改正 |
| 平成14年7月16日   | 一部改正 |
| 平成14年10月3日   | 一部改正 |
| 平成15年8月6日    | 一部改正 |
| 平成15年11月21日  | 一部改正 |
| 平成16年4月12日   | 一部改正 |
| 平成16年9月16日   | 一部改正 |
| 平成17年7月5日    | 一部改正 |
| 平成17年10月6日   | 一部改正 |
| 平成18年10月13日  | 一部改正 |
| 平成19年9月12日   | 一部改正 |
| 平成20年9月17日   | 一部改正 |
| 平成21年9月29日   | 一部改正 |
|              |      |